7月1日～

東所沢駅周辺を「路上喫煙禁止地区」に指定します

～危険・迷惑な「歩きたばこ」をなくすために！～

平成18年7月1日に「所沢市歩きたばこ等の防止に関する条例」が施行され、所沢地区・新所沢駅周辺地区・航空公園駅周辺地区・小手指駅周辺地区・小手指南地区・下山口駅周辺地区・狭山ヶ丘駅周辺地区を既に路上喫煙禁止地区に指定しています。

これに加え、今年の7月1日から東所沢駅周辺を新たに路上喫煙禁止地区（左地図参照）に指定します。

道路や公園など公共の場所での歩きたばこ・喫煙は、周囲の人に火傷や衣服を焦がすなどの被害や、臭いによる不快感を与える原因にもなります。

市では、こうした迷惑喫煙をなくし、市民の皆さんが安全で清潔かつ快適な暮らしが送れるよう、同条例を定めています。ご理解とご協力をお願いします。

◎なお、同条例についての詳細は、市ホームページ（「路上喫煙禁止」で検索）でご覧になれます。

条例により公共の場所での喫煙を制限（市内全域）

道路など屋外での公共の場所においては、歩きたばこ（自転車乗車中も含む）などの喫煙をしてはならない努力義務を定めています。

【除外規定】

受動喫煙による他人への影響その他周囲の状況に十分配慮するときは、一部除外規定として次のとおり喫煙ができます。

▼公共の場所を管理する者が指定した灰皿等が設置されている場所において喫煙するとき

▼携行用吸い殻入れを使用し、立ち止まって喫煙するとき（路上喫煙禁止地区を除く）

路上喫煙禁止地区で喫煙を禁止

屋外での公共の場所の中でも、特に道路上は人の往来が多く、歩きたばこなどの危険割合が高いと予想されるため、道路上での喫煙を禁止する路上喫煙禁止地区を指定することができます。

なお、路上喫煙禁止地区の道路上は禁煙となりますが、市が特に認めた場所においては、喫煙をすることができます。

▶路上喫煙禁止地区内の道路等には、右記の表示がされます。この表示がある道路では、喫煙できません。

★☆★☆ 市民相談をご利用ください ★☆★☆

市民相談課では市民の皆さまが生活上抱える問題や悩みごとに対し、それぞれの専門家が相談に応じています。お気軽にご相談ください。

申し込み・問い合わせ　市民相談課（☎2998-9092・FAX2998-9041）

相談名	内容	受付時間
一般相談	市民相談員による日常抱える問題や悩みごとの相談	月～金曜日／午前9時～11時30分、午後1時～3時30分
法律相談	弁護士による法律相談	毎週月・金曜日（予約制）
人権相談	人権擁護委員による人権問題についての相談	毎週火曜日／午後1時～3時30分
行政相談	行政相談委員による国等への苦情や要望の相談	毎週金曜日／午後1時～3時30分
税務相談	税理士による税務上の問題についての相談	毎週木曜日／午前10時～11時30分
司法書士法律相談	司法書士による法律・登記相談	第1・3木曜日／午後1時～3時30分
保険・年金相談	社会保険労務士による年金・労働問題の相談	第2・4火曜日／午前10時～11時30分
住宅増改築相談	住宅の増改築などについての相談	毎週火曜日／午後1時～3時30分
行政書士相談	行政書士による許認可関係書類作成の相談	第1・3火曜日／午前10時～11時30分
外国人生活相談	中国語による日常生活の悩みごと相談	第1・3・5木曜日／午後1時～3時30分
	英語による日常生活の悩みごと相談	第2・4木曜日／午後1時～3時30分

◎上記相談の会場はいずれも市役所です。詳細はお問い合わせください。

相談名	内容	受付時間
消費生活相談	契約トラブル等の消費生活相談	月～金曜日／午前10時～11時30分、午後1時～3時30分

◎旧市庁舎2階・消費生活センター（専用ダイヤル☎2926-0999）へお電話ください。

市内全域で吸い殻のポイ捨てを禁止

吸い殻をみだりに捨てることは、火災の危険や街の美観が損なわれることから、市内全域において禁止されています。

本条例により、市・市民・事業者等が協働して、喫煙者と非喫煙者がお互いに気持ちよく共存できるまちを目指します。ご理解とご協力をお願いします。

◎なお、「埼玉県ごみの散乱防止に関する条例」では、ごみをみだりに捨てることを禁止し、違反者に対しては罰金が科せられます。

問い合わせ　生活環境課（☎2998-9370・FAX2998-9195）

～「世界人権宣言60周年・人権擁護委員制度60周年」～ 6月1日は、「人権擁護委員」の日

人権擁護委員は、自由人権思想の普及高揚に努めることを使命に、市長から推薦された委員を法務大臣が委嘱します。埼玉県人権擁護委員連合会所沢協議会では、人権に関する無料の特設相談所を開設します。秘密は厳守します。ぜひご利用ください。

と　き　6月2日(月)／午前10時～午後3時

ところ　さいたま地方法務局所沢支局（並木6-1-5）

相談員　人権擁護委員

問い合わせ　さいたま地方法務局所沢支局（☎2992-2677・FAX2995-4040）

労働相談のお知らせ

■一般労働相談

と　き　6月11日(水)／午後4時～8時（最終相談…午後7時～）

ところ　市役所2階203会議室

内　容　就業規則・賃金・解雇・労使間の問題・就業にかかわる疑問や直面している問題等

対　象　勤労者、事業主等

相談員　社会保険労務士

◎予約制です（当日予約可）。相談時間は、1人約50分です。就業規則・給料明細・雇用保険・離職票等、資料があれば持参してください。

申し込み・問い合わせ　6月2日(月)から商工労政課（☎2998-9155・FAX2998-9162）へ電話

■若年労働者キャリア形成支援・相談事業（ヤングキャリア・ナビゲーション）

自分の仕事、将来について考えてみませんか。秘密は厳守します。

と　き　毎週土曜日／午後1時～4時（第5土曜日を除く）

ところ　ラーク所沢（花園2-2400-4）

対　象　おおむね34歳までの勤労者・求職者、大学生・高校生等、子どもの就職で悩む保護者（市外の方も利用可）

相談者　産業カウンセラー

◎予約制です（当日予約可）。相談時間は、1人約50分です。

申し込み・問い合わせ　ラーク所沢（☎2943-2110・FAX2943-4446／午前8時30分～午後5時）へ電話

環境総務課からのお知らせ

ストップ！温暖化

問い合わせ　環境総務課（☎2998-9133・FAX2998-9394）

一斉行動キャンペーン期間 6月1日～30日

買い物はマイバック持参で ～レジ袋は辞退しましょう～

テーマ『買い物袋を持って、旬や地場の食べ物を選ぶ食のグリーン購入で地球温暖化防止』

GPN（グリーン購入ネットワーク）が実施する500万人一斉行動キャンペーン「買い物でレジ袋を断る」に所沢市も参加します。

昨年10月に全国で実施した同キャンペーンでは、期間中382団体・213万人が参加し、約1、683万枚（CO_2換算で783トン）を削減することができました。一人ひとりがマイバックを持ってレジ袋を辞退することで、レジ袋の原料となっている化石燃料の削減ができます。また、安全・安心の地場産野菜を購入することで、野菜等の輸送に伴うCO_2の削減効果にもつながります。

お店で「レジ袋はいりません！」と一声かける行動にご協力をお願いします。

◎詳しくは、GPNウェブサイト（http://www.gpn.jp）をご覧ください。

6月～9月 省エネ強化期間

市役所の庁舎および市内公共施設は、6月～9月の間、省エネ強化期間となります。

冷房の設定温度を28℃とし、職員は軽装で業務をします。趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

雨水を有効活用しましょう

水道水は家庭に届くまでに多くのエネルギーを必要とします。

雨水貯留槽に雨水をためて庭や花壇の水まきに使えば、省エネにもなり、天然資源の有効利用にもなります。雨水利用で地球にやさしいライフスタイルを実践してみてはいかがでしょう。

雨水貯留槽を設置する場合、市では奨励金を用意しております。詳細はお問い合わせください。

▲雨水貯留槽

こどもエコクラブをつくろう

☆地球にいいことはじめませんか！

「こどもエコクラブ」は、こども（幼児から高校生まで）がだれでも参加できる、環境活動を行うクラブです。環境省が支援をしています。

メンバー構成　こども2人以上と活動を支える大人（サポーター）

◎エコクラブのメンバーになると、活動に役立つキット▼メンバーズバッジ▼エコログ（環境記録用ノート）や環境情報などを掲載したニュース（JECプレス、活動情報誌）などがもらえます。

◎詳しくは、こどもエコクラブウェブサイト（http://www.ecoclub.go.jp/）をご覧ください。

登録方法　市役所5階・環境総務課に備え付けの登録用紙またはこどもエコクラブウェブサイト（右記参照）から登録用紙を入手し、必要事項を記入のうえ、同課へ申請

◎登録・年会費は無料です。

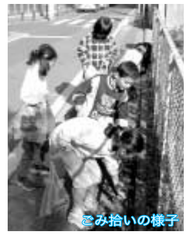

ごみ拾いの様子

かしこいクルマの使い方を考えるプロジェクト所沢

市では、マイカーに頼りがちなライフスタイルを見直す「エコ・モビリティ」を進める取り組みの一環として、交通行動を見直すアンケートを埼玉県交通政策課との共同事業で実施しました。ご協力いただきありがとうございました。

回答者の中で約6割の方が、クルマ以外での移動手段を意識するという結果が得られました。また、中新井並木地区での西武バス利用者は16時台から18時台について20・5％増加しました。皆さんも、もう一度クルマの使い方を見直してみませんか。

◎結果の詳細は市ホームページ（「かしこい」で検索）でご覧になれます。

我が家の耐震診断補助事業

市では、市民の皆さんが安全で安心した生活を送るうえで欠かせない、災害に強い住環境の整備を促進するため、今年度も住宅の耐震診断と共同住宅の構造計算再チェックの補助事業を行います。住まいの耐震性について、専門家による耐震診断等を受ける際には、この補助制度をぜひご活用ください。

また、木造一戸建て住宅の無料簡易耐震診断も行っています。ご利用ください。

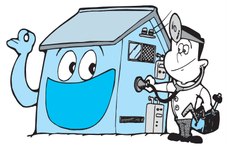

■耐震診断補助事業

補助対象建築物　昭和56年5月31日以前に着工した住宅（一戸建てのほか共同住宅等も含む）

補助対象枠　▶一戸建て住宅（所有または居住している方）…40件▶共同住宅等（所有している方）…2件

補助額　▶一戸建て住宅…耐震診断に要した費用の2分の1（3万円を限度）▶共同住宅等…耐震診断に要した費用の2分の1または住戸数×2万円のどちらか低い額（100万円を限度）

■構造計算再チェック補助事業

補助対象建築物　昭和56年6月1日以降に着工した共同住宅

補助対象枠　▶共同住宅（所有している方）…25件

補助額　構造計算再チェックに要した費用の2分の1（15万円を限度）

【共通事項】

補助対象建築物は、規模・構造によっては対象とならないものもあります。事前にお問い合わせください。

補助対象者　市税の滞納がない方

◎共同住宅の区分所有者は、管理組合等での決議が必要です。

申込方法　必ず耐震診断を行う前に、市役所2階建築指導課に備え付けの申込書に必要事項を記入のうえ、同課へ直接

◎申し込み順に受け付けます。詳細は市ホームページ（「耐震診断補助」で検索）をご覧いただくか、お問い合わせください。

申し込み・問い合わせ　建築指導課（☎2998-9180・FAX2998-9152）

下水道部からのお知らせ

区域内のご家庭のトイレ水洗化のお願い

■下水道処理区域を拡大しました

5月20日から、次の地域が下水道処理区域（水洗化可能区域）となりました。区域内のご家庭はトイレの水洗化をお願いします。

■使用できる区域（次の地区の一部）

▼三ヶ島3丁目▼三ヶ島4丁目▼三ヶ島5丁目▼林2丁目▼西狭山ヶ丘2丁目▼若狭3丁目▼大字中富▼東狭山ヶ丘4丁目▼北中1丁目▼和ヶ原3丁目▼大字上新井▼北野1丁目▼北野2丁目▼大字上山口▼大字荒幡

◎対象となる区域の皆さんには、市職員が直接説明に伺います。

■トイレの水洗化をお願いします

下水道法では、公共下水道が整備された区域については、くみ取り便所は3年以内に、浄化槽を使用の場合はすみやかに、水洗化へ切り替えることが義務付けられています。

切替工事は、所沢市下水道排水設備指定工事店に依頼して、排水設備の改造工事をしてください。

今回整備された区域の下水道は汚水と雨水を分けて流す分流式の区域と合流区域があります。トイレ・台所等の汚水が排水できます。

雨水は、宅地内で雨水浸透ます等を設置して処理してください。

また、設置する際は、材料支給制度がありますのでご利用ください。

なお、改造工事は所沢市下水道排水設備指定工事店以外では施工できませんので、ご注意ください。

同指定工事店の一覧は、市役所5階下水道維持課または市ホームページ（「下水道・河川のページ」で検索）でご覧になれます。

■下水管清掃の勧誘にご注意を！

最近、市からの委託を装って家庭を訪問し、宅地内の下水管清掃を勧める業者が増えています。市では、宅地内の下水管清掃や特定の業者へ指示をすることはありません。十分に注意してください。

問い合わせ　下水道維持課（☎2998-9211・FAX2998-9408）

■下水道改造工事貸付制度

市では、トイレの水洗化のための工事費用を無利子で貸し付けています。

対　象　個人住宅（個人名義のアパート・貸家等も含む）

貸付限度額　最高52万円

償還期間　65か月以内（月額8,000円の均等償還）

問い合わせ　下水道維持課（☎2998-9213・FAX2998-9408）